様　式　第　２　号

一時預かり事業利用決定通知書（兼契約書）

利用者　　（以下「利用者」という。）と　社会福祉法人　甲山福祉センター　夙川さくら保育園（以下「事業者」という。）は、20　　年　　月　　日付の一時預かり事業利用申込書に基づき、

（児童名）　　に係る一時預かり事業について、以下のとおり利用を決定し、契約を締結します。

（契約内容）

第１条　保育所は、利用者に対し、児童福祉法の趣旨に基づき一時預かりのサービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（利用期間）

第２条　この契約による利用期間は、20　　年　　月　　日から３か月間とします。但し、契約内容に変更がない場合は、年度末まで自動的に更新します。利用日及び利用時間については、利用者と事業者で別途調整することとします。

（解約）

第３条　利用者は、事業者に対して７日前までに申し出ることにより、利用期間中であってもこの契約を解約することができることとします。

（契約の解除）

第４条　次の事由に該当する場合は、事業者は、利用者に対して直ちにこの契約を解除することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している場合は、7 日間の予告期間をおくこととします。

（１）　利用者が、保育所に支払うべきサービス利用代金を遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、５日以内に支払わない場合。

（２）　利用者が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

（その他）

第５条　この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、利用者、事業者双方協議の上、処理するものとする。

【重要事項】

1. 事業者の内容　名　　称　社会福祉法人　甲山福祉センター
　　主たる事務所　西宮市千歳町 4-19
　　実施場所　　夙川さくら保育園 （電話　0798-23-1211）

2. 事業者が提供する福祉サービスの内容

　常日頃、保育所を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業。

（事業の詳細については、別紙『一時預かり事業しおり』のとおり。）

3. 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

①利用料　0～1歳児　8 時間　4,400円　4 時間　2,200円 （詳細はしおりに記載）
　　2～5歳児　8 時間　3,000円　4 時間　1,500円 （詳細はしおりに記載）
②給食代　　320円
③おやつ代　110円
④登録料　　1，000円（初年度のみ）
⑤パンツ代　250円、 紙おむつ代　30円 （園で用意した場合のみ）
⑥ｷｬﾝｾﾙ料　300円（詳細はしおりに記載）

4. その他厚生労働省令に定める事項

(1)福祉サービスの提供開始年月日　20　　年　　月　　日

(2)福祉サービスに係る苦情を受け付ける窓口

名　称　夙川さくら保育園
所在地　西宮市千歳町 4-19
電話番号　0798―23―1211

以上、契約の証として本書2通を作成し、利用者と事業者が記名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

20　　年　　月　　日

利用者　住　所
　　氏　名　　印

事業者　住　所　西宮市千歳町４-１９
　　社会福祉法人　甲山福祉ｾﾝﾀｰ
　　夙川さくら保育園
　　代表者　施設長　峯　りか　　印

2019.4.1